

小諸市公告

市有地売却の一般競争入札を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び小諸市財務規則（昭和 55 年規則第 16 号）第 106 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

記

1 入札物件

(1) 概要

物件 番号	種類	所 在 地	登記 地目	登記簿面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	土地	小諸市大字御影新田 字池ノ上 2241 番 4	宅地	268.07	3,155,000
	建物	〃	木造ス レート 葺平屋 建	54.54 (未登記)	

※ 建物については現況での引き渡しとし、また建物には評価価格はありません。

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国税及び市税を滞納している者
- (3) 小諸市における市有地の売却に係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると小諸市が認めたときから 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ①競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ②落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ③正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- ④落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかった者
- ⑤小諸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (5) 小諸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

3 入札参加申込み

- (1) 申込方法 申込場所へ入札参加申込書を持参する
- (2) 申込期間 令和7年4月9日（水）から令和7年5月9日（金）までの平日（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。）
- (3) 申込場所 小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市役所総務部財政課契約財産係（庁舎3階）
- (4) 提出書類 ①入札参加申込書（「小諸市有地売却実施要領」に添付した所定の書式）
②印鑑登録証明書（法人の場合）
③納税証明書（国税及び市町村税）
④本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）
⑤委任状及び受任者本人と確認できるもの（社員証・運転免許書等。代理人により入札及び契約しようとする場合のみ）
※②③⑤については、受付時において3箇月以内のもの。
※提出書類は、理由にかかわらず一切返却しない。
- (5) 留意事項 ①落札後の売買契約及び所有権移転は、入札参加申込書に記載された名義しか行わない。
②申込受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後に、入札参加者証を郵送する。入札参加者証は、入札当日に必ず持参すること。
- (6) 小諸市ホームページへの登載
この公告の日から申込期間中、市のホームページに「小諸市有地売却実施要領」を登載する。

4 現地説明会に関する事項

現地説明会は実施しない。（申込者にて事前確認すること）

5 入札の実施

入札は、次のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和7年5月19日（月）午後1時30分から
- (2) 場 所 小諸市役所4階第 会議室
- (3) 持 ち 物
 - ①入札参加者証（市から入札参加者へ郵送されたもの）
 - ②小諸市有地売却実施要領（入札手続の説明等に使用する）
 - ③印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑。代理人の場合は委任状で届出した印鑑）
- (4) 入札の方法
 - ①入札参加者は、入札当日、入札会場受付で交付する入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入する。
 - ②入札の当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権とみなす。
 - ③入札は、代理人に行わせることができる。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（委任状に押印されている代理人の印）のうえ、入札箱に投入する。この場合には、委任状を入札参加申込み時に提出する。
 - ④入札金額は、最低売却価格を上回る金額とし、物件の価格の総額を表示する。
 - ⑤入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 開札の方法
 - ①入札締切り後、入札者立会いのもと直ちに行う。
 - ②入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない小諸市職員を立ち会わせ開札する。
 - ③開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

7 落札者の決定

本市が定めた最低売払価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、最高の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて抽選により落札者を決定する。くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない小諸市職員にくじを引かせる。

8 契約の締結

落札者との売買契約は、落札の決定後に打合せを行い締結する。なお、契約書に添付する収入印紙は落札者の負担とする。

9 契約保証金

売買契約締結と同時又はその直前までに契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は小諸市へ帰属する。

10 売買代金の支払方法

売買契約締結後、令和7年6月30日（月）までに売買代金を市が発行する納入通知書で納付しなければならない。（契約保証金を売買代金に充当するときは、契約保証金との差額を納付する。）

11 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権の移転は、売買代金全額の支払があった日とし、所有権の移転登記完了後、現状有姿で現地立会いのうえ引渡しを行う。

12 その他

入札参加者は、小諸市有地売却実施要領を熟知の上、申込すること。

13 問い合わせ先

小諸市 総務部財政課 契約財産係 電話 0267-22-1700（内線 2343）